

環境技術実証モデル事業（小規模事業場向け有機性排水処理技術分野） における実証対象技術の募集について（広島県公表資料）

資料提供
平成18年7月31日
(室名) 環境対策室
(担当者) 加藤
(電話) 内線2918

1 趣旨

環境技術実証モデル事業（小規模事業場向け有機性排水処理技術分野）の平成18年度の実証対象技術を募集します。

2 募集概要

本県が、環境保全技術の実証機関として、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野における技術的な効果等を客観的に実証します。今年度から、実証試験に係る実費を申請者に負担していただく手数料徴収体制で実施します（詳しくは下記ホームページの募集案内をご覧ください）。

(1) 募集技術 - 2技術

ア 処理対象排水

小規模事業場（日排水量50立方メートル未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水

イ 対象技術

- ・ 開発中の技術ではなく、商業的に利用可能なもの
- ・ 生物学的処理、物理化学的処理、またはそれらを組合せたもの（ハイブリッド法）
- ・ 小型かつ低コストで、メンテナンスが容易なもの
- ・ 既設の事業場、処理施設への後付けが可能なもの

総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした技術を含みます。

(2) 受付期間

平成18年7月31日(月)から8月31日(木)まで

(3) 問合せ及び申請書提出先

広島県保健環境センター環境技術部（TEL 082-255-7131 内線 423,424）

募集案内及び実証申請書は、広島県（<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/>）及び広島県保健環境センター（<http://www.pref.hiroshima.jp/hec/>）のホームページに掲載されています。

3 環境技術実証モデル事業について

(1) 事業概要

- ・ 既に適用可能な段階にある先進的環境技術でも、客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない場合があります。
- ・ このため、環境省では、このような先進的環境技術についての環境保全効果等を客観的に実証することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とした環境技術実証モデル事業を平成15年度から実施しています。
- ・ 本県は、大阪府とともに今年度の実証機関として環境省から選定され、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野において技術実証を実施します。

(2) 今後の予定

時期	内容
9月	実証対象技術の選定，実証試験計画の策定
10～1月	実証試験の実施
2～3月	実証試験結果報告書の作成
4月～	実証試験結果報告書の公開

(参考) 環境省 環境技術実証モデル事業ホームページ（<http://etv-j.eic.or.jp/>）